I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	生活保護業務	
②事務の概要	生活保護業務全般	
③システムの名称	生活保護システム	
2. 特定個人情報ファイル名	3	
生活保護受給者情報ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以 下「番号法」という。)第9条第1項及び別表23の項	
4. 情報提供ネットワークシ	ステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢>	
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (第42項、第43項) (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (第13項、第14項、第18項、第20項、第28項、第37項、第40項、第42項、第48項、第49項、第53項、第59項、第63項、第69項、第74項、第75項、第76項、第86項、第87項、第89項、第96項、第108項、第125項、第132項、第141項、第144項、第151項、第155項、第158項、第161項、第167項、第168項、第169項、第170項、第171項、第172項)	
5. 評価実施機関における	担当部署	
①部署	健康福祉部 ふくし課	
②所属長の役職名	ふくし課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・記	T正·利用停止請求	
請求先	坂出市総務部総務課 行政・法制管理係 〒762-8601 坂出市室町二丁目3番5号 0877-44-5002	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	坂出市健康福祉部ふくし課 生活福祉係 〒762-8601 坂出市室町二丁目3番5号 0877-44-5007	
9. 規則第9条第2項の適用	月 []適用した	
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数				
評価対象の事務の対象人数は何人か		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和7年10月27日 時点		
2. 取扱者数				
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		<選択肢> [500人未満] 1)500人以上 2)500人未満		
	いつ時点の計数か	令和7年10月27日 時点		
3. 重大事故				
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		<選択肢> [発生なし] 1) 発生あり 2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類					
[基礎	項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び		
2)又は3)を選択した評価実施れている。	も機関については、それ [、]	ぞれ重点項目評価	書又は全項目評価書において、リスク	対策の詳細が記載さ	
2. 特定個人情報の入手(情	青報提供ネットワーク	システムを通じた	入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である	3]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である	3]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって 不正に使用されるリスクへの 対策は十分か	[十分である	3]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない					
委託先における不正な使用等 のリスクへの対策は十分か	[十分である	3]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネット	ワークシステムを	画じた提供を除く。)]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である	3]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である	3]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である	3]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		

7. 犋	7. 特定個人情報の保管・消去				
	固人情報の漏えい・滅 損リスクへの対策は十分	[十分で	ある]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人	8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない				
	的ミスが発生するリスク †策は十分か	[十分で	ある]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
	判断の根拠	申請者からマイナンバーが得られない場合に行う住基ネット照会は、住所を含む3情報による照会を行い、マイナンバーの紐づけは複数人での確認を行っているため。			

9. <u>監査</u>					
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査				
10. 従業者に対する教育・	啓発				
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない				
11. 最も優先度が高いとす	11. 最も優先度が高いと考えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する				
最も優先度が高いと考えられ る対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発				
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> [十分である] 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
判断の根拠	生活保護システムは、システム利用者に配布するICカードとパスワードの二要素認証でアクセス権を制限している。また、システム利用者は人事異動等適宜必要なタイミングで更新を行い、業務上必要となる者にのみアクセス権が付与される状態を保っており、当該リスクに対する対策はできていると考えている。				